

令和6年8月29日
健康福祉部高齢者支援課

報道関係者 各位

介護保険事業者に対する行政処分について

不正等を行った介護保険事業者について下記のとおり処分を行いました。

記

1 事業所の概要

法人名・代表者職氏名 シャインSKY株式会社 代表取締役 山科 専一
サービス種類 通所介護
事業所名称 ケアガーデンえびす邸
住 所 山形県東村山郡中山町大字長崎454番地

2 処分の概要

処分の内容 指定の一部の効力停止（介護報酬上限7割）

処分の理由

- （1） 実地指導及び監査において雇用の無い者について、勤務しているように装い勤務表、出勤簿、雇用契約書を偽造し書類を提出したこと、また、サービス提供票、領収書の写し、事業所控えの介護給付費明細書を改ざんし、実態と異なるものを提出したこと
- （2） 令和5年3月の監査で、偽造した書類は、勤務表、出勤簿、雇用契約書であり、他の書類については、偽造していないと答弁を行っていたが、その後、サービス提供票、領収書の写し、事業所控えの介護給付費明細書についても偽造を行っていたことが判明し、虚偽答弁にあたること
- （3） 個別機能訓練実施記録に記載されている担当者が出勤していない日に個別機能訓練を実施したという記録から、本来請求できない日の個別機能訓練加算について、介護報酬を請求・受領したこと
- （4） 個別機能訓練実施記録が無いにも関わらず、介護報酬を請求・受領したこと
- （5） 個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）の人員要件を満たしていないにも関わらず、介護報酬を請求・受領したこと

不正請求額 663,310円（令和3年12月～令和5年3月）

3 処分日及び指定の効力停止期間

- （1） 処分日 令和6年8月29日
- （2） 指定の効力停止期間 令和6年9月1日から令和6年11月30日まで

問合せ先：健康福祉部高齢者支援課
課長補佐（事業指導・介護人材育成担当） 佐藤
電話 023-630-3120
報道監 健康福祉部次長 菅原